

工作物における石綿の使用状況等

1) 工作物の 名称・種 類	港湾法第2条第5項 に規定される外郭施 設のうちの国有財産	港湾法第2条第5項 に規定される係留施 設のうちの国有財産	河川法第3条第2項 により定義される河 川管理施設	特定都市河川浸水被 害対策法第2条第6 項により定義される 雨水貯留浸透施設及 び同法第3条に規定 している特定都市河 川以外の流域におけ る同様の工作物
2) 建造・設 置時等に おける石 綿使用の 可能性の 有無等 (使用可 能性部 位)	無	無	無	無
3) 現在の石 綿含有状 況等	—	—	—	—
4) 3) と判断す る理由	当施設は石綿の含ま れない自然石やコン クリート、鋼材等で 構成されており、構 造上石綿が含まれる ような部品等は使用 されないため	当施設は石綿の含ま れない自然石やコン クリート、鋼材、埋 立材（土砂、石等） 等で構成されてお り、構造上石綿が含 まれるような部品等 は使用されないため	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため

1) 工作物の 名称・種 類	砂防法第1条により 定義される砂防設備	地すべり等防止法第 2条により定義され る地すべり防止施設 及び地すべり等防止 法に基づき整備され るぼた山崩壊防止の ための施設	急傾斜地崩壊防止施 設第2条により定義 される急傾斜地崩壊 防止施設	海岸法第2条により 定義される海岸保全 施設
2) 建造・設 置時等に おける石 綿使用の 可能性の 有無等 (使用可 能性部 位)	無	無	無	無
3) 現在の石 綿含有状 況等	—	—	—	—
4) 3) と判断す る理由	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため

1) 工作物の名 称・種類	鉄道事業法施行規則 第9条に規定される 鉄道施設のうちの鉄 道線路	道路法第2条により定義さ れる道路	航空法施行規則第79 条に規定される空港 の施設及びその他の 施設
2) 建造・設置 時等におけ る石綿使用 の可能性の 有無等 (使用可能 性部位)	無	一部限定期に有 ※別紙参 照	無
3) 現在の石 綿含有状 況等	—	一部限定期な箇所に限られ る。	—
4) 3) と判断す る理由	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため	「道路施設におけるアスベ スト対策について報告書」 (H17.12 道路施設アスベ スト対策検討委員会) よ り。 なお、その他の道路構造 物・製品等には石綿の使 用は想定されない。また、道 路舗装については一部試驗 的に行なったものであり、そ の他の道路舗装に石綿の使 用は想定されない。	当該工作物は、石綿 が使用されていない 土石、コンクリー ト、金属等で構成さ れており、構造上石 綿が含まれるような 資材の使用は想定さ れないため